



三重県公報

令和5年3月24日 (金)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
規 則			
19	三重県個人情報の保護に関する法律施行細則	(情報公開課)	3
20	三重県個人情報保護条例第16条第2号ハの規定に基づき知事が定める職に関する規則を廃止する規則	(同)	4
21	三重県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則	(同)	4
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則2-8 (人事委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則)を廃止する規則	(人事委員会)	4
公 安 委 規 則			
3	公安委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則	(公安委員会)	5
企業庁管理規程			
1	企業庁関係三重県個人情報の保護に関する法律施行規程	(企業庁)	5
病院事業庁管理規程			
2	病院事業庁関係三重県個人情報の保護に関する法律施行規程	(病院事業庁)	6
3	三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程	(同)	7
告 示			
181	口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の指定を廃止する告示	(情報公開課)	7
182	三重県個人情報保護条例第49条第2項の実施機関が別に定める機関を廃止する告示	(同)	8
議 会 告 示			
1	三重県個人情報保護条例第49条第2項の実施機関が別に定める機関を廃止する告示	(県議会)	8
人 事 委 告 示			
1	口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定を廃止する告示	(人事委員会)	8
労 働 委 告 示			
1	労働委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示	(労働委員会)	8
選 管 告 示			
19	三重県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	8
20	選挙管理委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示	(同)	9
海 調 委 告 示			
4	海区漁業調整委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示	(海区漁業調整委員会)	9

内水面告示

- 2 内水面漁場管理委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示 (内水面漁場管理委員会) 10

収用委告示

- 1 三重県収用委員会運営規則の一部を改正する告示 (収用委員会) 10
2 収用委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示 (同) 10

病院事業庁告示

- 1 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の指定を廃止する告示 (病院事業庁) 10

公安委告示

- 10 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示を廃止する告示 (公安委員会) 11

警察本部告示

- 3 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示を廃止する告示 (警察本部) 11

議会訓令

- 1 三重県議会個人情報保護条例施行規程 (県議会) 11

監査委員訓令

- 1 三重県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令 (監査委員) 39
2 監査委員関係三重県個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令 (同) 39

規 則

三重県個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布します。

令和五年三月二十四日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十九号

三重県個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）及び三重県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年三重県条例第四十七号。以下「施行条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(費用の納付等)

第二条 施行条例第五条の保有個人情報の写しの交付又は電磁的記録の開示に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する費用は、前納とし、現金で納付するものとする。ただし、当該費用は、開示請求に係る保有個人情報の写しの作成後又は電磁的記録の開示後において精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴する。

第三条 県の機関（議会及び公営企業管理者を除く。）の開示決定に基づき、保有個人情報の写しの交付又は電磁的記録の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報の写し又は保有個人情報の電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、別に定める方法により納付しなければならない。

第四条 施行条例第六条第一項又は第二項の手数料は、法第一百五十五条（第一百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する前に現金で納付するものとする。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 三重県個人情報保護条例施行規則（平成十四年三重県規則第四十五号）は、廃止する。

別表（第二条関係）

区 分	写しの交付又は開示の実施の方法	費用の額
1 文書又は図画	複写機により用紙に複製したものの交付 (日本産業規格A三判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。)	白黒の場合、一枚につき一〇円
		カラーの場合、一枚につき四〇円
2 電磁的記録	(1) 用紙に出力したものの交付（日本産業規格A三判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。)	白黒の場合、一枚につき一〇円
	(2) 電磁的記録媒体に複製したものの交付	カラーの場合、一枚につき四〇円
	(3) 不開示情報が記録されている電磁的記録又はこれを複製したものの視聴	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額
3 1及び2に掲げる場合以外のもの		電磁的記録から不開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額
		作成に要する費用に相当する額

備考

1 区分1及び区分2(1)の場合において、用紙の画面を使用するときは、片面を一枚として費用の額を算定する。

2 区分1及び区分2(1)の場合において、日本産業規格A三判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本産業規格A三判に相当する大きさと換算した枚数分の費用の額とする。

3 県以外のもに委託して写し等を作成した場合における費用の額は、本表の規定にかかわらず、当該委託に要する費用に相当する額とする。

三重県個人情報保護条例第十六条第二号ハの規定に基づき知事が定める職に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

令和五年三月二十四日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十号

三重県個人情報保護条例第十六条第二号ハの規定に基づき知事が定める職に関する規則を廃止する規則
三重県個人情報保護条例第十六条第二号ハの規定に基づき知事が定める職に関する規則（平成十八年三重県規則第十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月二十四日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十一号

三重県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則
三重県情報公開・個人情報保護審査会規則（平成二十九年三重県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(諮問庁の申出)</p> <p>第五条 諮問庁は、条例第二条第二号の公文書、同条第三号の保有個人情報又は同条第四号の議会保有個人情報に記録されている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。</p> <p>2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第十一条第一項の規定により当該公文書、保有個人情報又は議会保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かなければならない。</p> <p>(庶務)</p> <p>第十条 条例第三条に規定する調査審議等に係る庶務は総務部において処理する。ただし、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第二項に規定する調査審議及び建議に係る庶務は、地域連携・交通部において処理する。</p>	<p>(諮問庁の申出)</p> <p>第五条 諮問庁は、条例第二条第二号の公文書又は条例第二条第三号の保有個人情報に記録されている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。</p> <p>2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第十一条第一項の規定により当該公文書又は保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かなければならない。</p> <p>(庶務)</p> <p>第十条 条例第三条に規定する調査審議等に係る庶務は戦略企画部において処理する。ただし、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第二項に規定する調査審議及び建議に係る庶務は、地域連携部において処理する。</p>

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委規則

三重県人事委員会は、三重県人事委員会規則二十八（人事委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則）を廃止する規則をここに公布します。

令和五年三月二十四日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則二十八（人事委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則）を廃止する規則

三重県人事委員会規則二十一人（人事委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

公安委規則

公安委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。

令和五年三月二十四日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

三重県公安委員会規則第三号

公安委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

公安委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則（平成十八年三重県公安委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

企業庁管理規程

企業庁関係三重県個人情報の保護に関する法律施行規程をここに公布します。

令和五年三月二十四日

三重県企業庁長 山 口 武 美

三重県企業庁管理規程第一号

企業庁関係三重県個人情報の保護に関する法律施行規程

（趣旨）

第一条 この管理規程は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）及び三重県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年三重県条例第四十七号。以下「施行条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（費用の納付等）

第二条 施行条例第五条の保有個人情報の写しの交付又は電磁的記録の開示に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する費用は、前納とし、現金で納付するものとする。ただし、当該費用は、開示請求に係る保有個人情報の写しの作成後又は電磁的記録の開示後において精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴する。

第三条 企業庁長の開示決定に基づき、保有個人情報の写しの交付又は電磁的記録の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報の写し又は保有個人情報の電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、別に定める方法により納付しなければならない。

第四条 施行条例第六条第一項又は第二項の手数料は、法第一百五十五条（第一百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する前に現金で納付するものとする。

附 則

1 この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

2 企業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程（平成十四年三重県企業庁管理規程第十七号）は、廃止する。

別表（第二条関係）

区 分	写しの交付又は開示の実施の方法	費用の額
1 文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付 （日本産業規格A三判以下の大きさの用紙）	白黒の場合、一枚につき一〇円

	紙を用いて行うものに限る。)	カラーの場合、一枚につき四〇円
2 電磁的記録	(1) 用紙に出力したものの交付(日本産業規格A三判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。)	白黒の場合、一枚につき一〇円
	(2) 電磁的記録媒体に複写したものの交付	カラーの場合、一枚につき四〇円
	(3) 不開示情報が記録されている電磁的記録又はこれを複写したものの視聴	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額
3 1及び2に掲げる場合以外のもの		電磁的記録から不開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額
		作成に要する費用に相当する額

備考

- 1 区分1及び区分2(1)の場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を一枚として費用の額を算定する。
- 2 区分1及び区分2(1)の場合において、日本産業規格A三判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本産業規格A三判に相当する大きさと換算した枚数分の費用の額とする。
- 3 県以外のものに委託して写し等を作成した場合における費用の額は、本表の規定にかかわらず、当該委託に要する費用に相当する額とする。

病院事業庁管理規程

病院事業庁関係三重県個人情報の保護に関する法律施行規程をここに公布します。

令和五年三月二十四日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

三重県病院事業庁管理規程第二号

病院事業庁関係三重県個人情報の保護に関する法律施行規程

(趣旨)

第一条 この管理規程は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)及び三重県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年三重県条例第四十七号。以下「施行条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(費用の納付等)

第二条 施行条例第五条の保有個人情報の写しの交付又は電磁的記録の開示に要する費用の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する費用は、前納とし、現金で納付するものとする。ただし、当該費用は、開示請求に係る保有個人情報の写しの作成後又は電磁的記録の開示後において精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴する。

第三条 病院事業庁長の開示決定に基づき、保有個人情報の写しの交付又は電磁的記録の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報の写し又は保有個人情報の電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、別に定める方法により納付しなければならない。

第四条 施行条例第六条第一項又は第二項の手数料は、法第一百五条(第百十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する前に現金で納付するものとする。

附 則

- 1 この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 病院事業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程(平成十四年三重県病院事業庁管理規程第十六号)は、廃止する。

別表(第二条関係)

区 分	写しの交付又は開示の実施の方法	費用の額
-----	-----------------	------

1 文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付 (日本産業規格A三判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。)	白黒の場合、一枚につき一〇円
		カラーの場合、一枚につき四〇円
2 電磁的記録	(1) 用紙に出力したものの交付(日本産業規格A三判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。)	白黒の場合、一枚につき一〇円
	(2) 電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額
	(3) 不開示情報が記録されている電磁的記録又はこれを複写したものの視聴的	電磁的記録から不開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額
3 1及び2に掲げる場合以外のもの		作成に要する費用に相当する額

備考

- 1 区分1及び区分2(1)の場合において、用紙の画面を使用するときは、片面を一枚として費用の額を算定する。
- 2 区分1及び区分2(1)の場合において、日本産業規格A三判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本産業規格A三判に相当する大きさと換算した枚数分の費用の額とする。
- 3 県以外のものに委託して写し等を作成した場合における費用の額は、本表の規定にかかわらず、当該委託に要する費用に相当する額とする。

三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和五年三月二十四日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

三重県病院事業庁管理規程第三号

三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一(一)一般事務の表第五号の項を次のように改める。

5 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び三重県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年三重県条例第47号)の施行に関する事務	1 法第82条の規定による決定並びに条例第3条第2項及び第4条の規定による延長	(1) 課の所掌に属する場合												
		(2) 県立病院の所掌に属する場合												
	2 法第93条の規定による決定並びに法第94条第2項及び第95条の規定による延長	(1) 課の所掌に属する場合												
		(2) 県立病院の所掌に属する場合												
	3 法第101条の規定による決定並びに法第102条第2項及び第103条の規定による延長	(1) 課の所掌に属する場合												
		(2) 県立病院の所掌に属する場合												

附 則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第181号

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の指定(平成24年三重県告示第245号)は、令和5年3

月 31 日限り廃止します。

令和 5 年 3 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県告示第 182 号

三重県個人情報保護条例第 49 条第 2 項の実施機関が別に定める機関（平成 17 年三重県告示第 768 号）は、令和 5 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 5 年 3 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

議 会 告 示

三重県議会告示第 1 号

三重県個人情報保護条例第 49 条第 2 項の実施機関が別に定める機関（平成 17 年三重県議会告示第 1 号）は、令和 5 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 5 年 3 月 24 日

三重県議会議長 前 野 和 美

人 事 委 告 示

三重県人事委員会告示第 1 号

口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定（平成 14 年三重県人事委員会告示第 4 号）は、令和 5 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 5 年 3 月 24 日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

労 働 委 告 示

三重県労働委員会告示第 1 号

労働委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示を次のように定めます。

令和 5 年 3 月 24 日

三重県労働委員会会長 板 垣 謙 太 郎

労働委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示

労働委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程（平成 14 年三重県地方労働委員会告示第 1 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 19 号

三重県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和5年3月24日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

三重県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

三重県選挙管理委員会規程（昭和44年三重県選挙管理委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第11条関係） 1～5（略） 6 <u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項又は第2項の規定による決定をすること、<u>三重県個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年三重県条例第47号）第3条第2項の規定による期間の延長をすること、同条例第4条の規定による期間の延長をすること、同法第85条第1項の規定による事案の移送をすること及び同法第86条第1項又は第2項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与をすること。</u></u>	別表（第11条関係） 1～5（略） 6 <u>三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第20条の規定による決定をすること、<u>第21条第2項の規定による期間の延長をすること、第22条第1項の規定による決定をすること、同条第2項の規定による期間の延長をすること、第24条第1項の規定による事案の移送をすること及び第25条の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与をすること。</u></u>
7～10（略）	7～10（略）

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第20号

選挙管理委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示を次のように定めます。

令和5年3月24日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

選挙管理委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示

選挙管理委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程（平成14年三重県選挙管理委員会告示第32号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第4号

海区漁業調整委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示を次のように定めます。

令和5年3月24日

三重海区漁業調整委員会会長 浅井利一

海区漁業調整委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示

海区漁業調整委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程（平成14年三重海区漁業調整委員会告示第7号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

内 水 面 告 示

三重県内水面漁場管理委員会告示第2号

内水面漁場管理委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示を次のように定めます。

令和5年3月24日

三重県内水面漁場管理委員会会長 浅尾 和 司

内水面漁場管理委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示

内水面漁場管理委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程(平成14年三重県内水面漁場管理委員会告示第8号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

収 用 委 告 示

三重県収用委員会告示第1号

三重県収用委員会運営規則の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和5年3月24日

三重県収用委員会会長 森 田 明 美

三重県収用委員会運営規則の一部を改正する告示

三重県収用委員会運営規則(平成18年三重県収用委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(会長の専決事項)	(会長の専決事項)
第2条 次に掲げる事項は、会長の専決処分とする。 (1)～(50) (略)	第2条 次に掲げる事項は、会長の専決処分とする。 (1)～(50) (略)
(51) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u> の施行に関する事務を処理すること。	(51) <u>三重県個人情報保護条例(平成14年三重県条例第1号)</u> の施行に関する事務を処理すること。
(52) (略)	(52) (略)

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

三重県収用委員会告示第2号

収用委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示を次のように定めます。

令和5年3月24日

三重県収用委員会会長 森 田 明 美

収用委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示

収用委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程(平成14年三重県収用委員会告示第1号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

病 院 事 業 庁 告 示

三重県病院事業庁告示第1号

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の指定(平成25年三重県病院事業庁告示第1号)は、令和5年3月31日限り廃止します。

令和5年3月24日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

公安委告示**三重県公安委員会告示第10号**

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報に関する告示(平成18年三重県公安委員会告示第32号)は、令和5年3月31日限り廃止します。

令和5年3月24日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

警察本部告示**三重県警察本部告示第3号**

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報に関する告示(平成18年三重県警察本部告示第37号)は、令和5年3月31日限り廃止します。

令和5年3月24日

三重県警察本部長 難 波 正 樹

議会訓令**三重県議会訓令第1号**

三重県議会個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月24日

三重県議会議長 前 野 和 美

三重県議会個人情報保護条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重県議会個人情報保護条例(令和5年三重県条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2号の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
 - イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列
 - ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - ト 指紋又は掌紋
- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号

- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第 19 条の 4 第 1 項第 5 号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 10 条第 1 項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 8 条第 1 項第 3 号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号

（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第 4 条 条例第 11 条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第 11 条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

（電磁的方法）

第 5 条 条例第 15 条第 4 項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第 6 条 条例第 16 条第 2 項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第7条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号へに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第4号イに係る個人情報ファイル又は同号ロに係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第4号イに係る個人情報ファイルについて、第10項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第1項第6号の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。)

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

8 条例第17条第2項第1号への議長が定める数は、1,000人とする。

9 条例第17条第2項第1号トの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 執行機関の職員又は当該職員であった者

ロ 条例第17条第2項第1号イに規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号イに規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

10 条例第 17 条第 2 項第 3 号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第 2 条第 4 号ロに係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第 17 条第 1 項の規定による公表に係る条例第 2 条第 4 号イに係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第 8 条 条例第 19 条第 1 項に規定する開示請求書は、開示請求書（様式第 1 号）によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第 9 条 条例第 19 条第 2 項、第 33 条第 2 項又は第 40 条第 2 項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止等請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止等請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
 - (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止等請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前 30 日以内に作成されたもの
- 3 条例第 18 条第 2 項、第 32 条第 2 項又は第 39 条第 2 項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定等の通知)

第 10 条 条例第 24 条第 1 項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務局における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務局における開示の実施を求める場合にあっては、条例第 29 条第 3 項の規定による申出をする際に事務局における開示を実施することができる日のうちから事務局における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- (4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

(開示決定通知書)

第 11 条 条例第 24 条第 1 項の書面は、開示決定通知書（様式第 2 号）とする。

2 条例第 24 条第 2 項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（様式第 3 号）とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第 12 条 条例第 25 条第 2 項の書面は、開示決定等期限延長通知書（様式第 4 号）とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第 13 条 条例第 26 条第 1 項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（様式第 5 号）とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 14 条 議長は、条例第 28 条第 1 項又は第 2 項の規定により、同条第 1 項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害し

ないように留意しなければならない。

2 条例第 28 条第 1 項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第 28 条第 1 項の規定による通知は、第三者意見照会書（様式第 6 号）により行うものとする。

4 条例第 28 条第 2 項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第 2 項各号に掲げる事項

(2) 条例第 28 条第 2 項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

5 条例第 28 条第 2 項の書面は、第三者意見照会書（様式第 7 号）とする。

6 条例第 28 条第 1 項又は第 2 項の意見書は、第三者開示決定等意見書（様式第 8 号）とする。

7 条例第 28 条第 3 項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第 9 号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第 15 条 条例第 29 条第 1 項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他映像又は音声記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第 2 号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）又は当該電磁的記録を電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前二項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第 16 条 条例第 29 条第 3 項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

(3) 事務局における開示の実施を求める場合にあつては、事務局における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 条例第 24 条第 1 項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第 29 条第 3 項の規定による申出は、することを要しない。

（訂正請求書）

第 17 条 条例第 33 条第 1 項に規定する訂正請求書は、訂正請求書（様式第 10 号）によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第 18 条 条例第 35 条第 1 項の書面は、訂正決定通知書（様式第 11 号）とする。

2 条例第 35 条第 2 項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書（様式第 12 号）とする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第 19 条 条例第 36 条第 2 項の書面は、訂正決定等期限延長通知書（様式第 13 号）とする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第 20 条 条例第 37 条第 1 項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（様式第 14 号）とする。

（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）

第 21 条 条例第 38 条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第 15 号）とする。

（利用停止等請求書）

第 22 条 条例第 40 条第 1 項に規定する利用停止等請求書は、利用停止等請求書（様式第 16 号）によるものとする。

る。

(利用停止等決定通知書等)

第23条 条例第42条第1項の書面は、利用停止等決定通知書(様式第17号)とする。

2 条例第42条第2項の書面は、利用停止等をしない旨の決定通知書(様式第18号)とする。

(利用停止等決定等期限延長通知書)

第24条 条例第43条第2項の書面は、利用停止等決定等期限延長通知書(様式第19号)とする。

(利用停止等決定等期限特例延長通知書)

第25条 条例第44条第1項の書面は、利用停止等決定等期限特例延長通知書(様式第20号)とする。

(諮問をした旨の通知書)

第26条 条例第46条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(様式第21号)により行うものとする。

附 則

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

2 議会関係三重県個人情報保護条例施行規程(平成14年三重県議会訓令第1号)は、廃止する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

三重県議会議長 宛て

氏名 _____
 住所又は居所 _____
 〒 _____

 TEL () _____

開示請求書

三重県議会個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

- 2 求める開示の実施方法等

ア又はイのいずれかを選択してください。

ア 事務局における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <実施の希望日> 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。

- 3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第2号（第11条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

三重県議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第24条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので、通知します。

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

[Empty box for disclosure details]

2 不開示とした部分とその理由

[Empty box for non-disclosure reasons]

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県議会議長となります。）、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for purpose of disclosure]

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務局における開示を実施することができる日時及び場所
期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）
時間：
場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

事務担当
○○課○○班 ○○
TEL 059(224)○○○○

様式第3号（第11条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

三重県議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので、通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県議会議長となります。）、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当

○○課○○班 ○○

TEL 059(224)○○○○

様式第4号（第12条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

三重県議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限： 年 月 日）
延長の理由	

事務担当

○○課○○班 ○○

TEL 059(224)○○○○

様式第5号（第13条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

三重県議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。 年 月 日

事務担当

○○課○○班 ○○

TEL 059(224)○○○○

様式第6号（第14条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

三重県議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

第三者意見照会書

○○に関する情報が含まれている保有個人情報について、三重県議会個人情報保護条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	三重県議会事務局○○課○○班 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 TEL 059(224)
意見書の提出期限	年 月 日

事務担当

○○課○○班 ○○
TEL 059(224)○○○○

様式第7号（第14条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

三重県議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

第三者意見照会書

○○に関する情報が含まれている保有個人情報について、三重県議会個人情報保護条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第28条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている○○に関する情報の内容	
意見書の提出先	三重県議会事務局○○課○○班 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 TEL 059 (224)
意見書の提出期限	年 月 日

事務担当

○○課○○班 ○○
TEL 059(224)○○○○

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

三重県議会議長 宛て

氏名 _____
 住所又は居所
 〒 _____

 TEL () _____

第三者開示決定等意見書

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様式第9号（第14条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

三重県議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、三重県議会個人情報保護条例第28条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県議会議長となります。）、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当

○○課○○班 ○○

Tel 059(224)○○○○

様式第 10 号（第 17 条関係）

年 月 日

三重県議会議長 宛て

氏名 _____
 住所又は居所 _____
 〒 _____

 TEL () _____

訂正請求書

三重県議会個人情報保護条例第 33 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	(1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第 11 号 (第 18 条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

三重県議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、三重県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県議会議長となります。）、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当

○○課○○班 ○○
TEL 059(224)○○○○

様式第 12 号（第 18 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

三重県議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第 35 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、三重県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県議会議長となります。）、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当

○○課○○班 ○○

TEL 059(224)○○○○

様式第 13 号 (第 19 条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

三重県議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第 36 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日 (訂正決定等期限 : 年 月 日)
延長の理由	

事務担当

○○課○○班 ○○
TEL 059(224)○○○○

様式第 14 号（第 20 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

三重県議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第 37 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 37 条第 1 項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

事務担当

○○課○○班 ○○
Tel 059(224)○○○○

様式第 15 号 (第 21 条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

三重県議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

に提供している次の保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第 34 条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第 38 条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

事務担当

○○課○○班 ○○

TEL 059(224)○○○○

様式第 16 号（第 22 条関係）

年 月 日

三重県議会議長 宛て

氏名 _____
 住所又は居所
 〒 _____

 TEL () _____

利用停止等請求書

三重県議会個人情報保護条例第 40 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止等を請求します。

利用停止等請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止等請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第 1 号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)

1	利用停止等請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2	請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。
3	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5	任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第 17 号（第 23 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

三重県議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

利用停止等決定通知書

年 月 日付けで利用停止等請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第 42 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止等を行うことに決定したので、通知します。

利用停止等請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止等請求の趣旨	
利用停止等決定をする内容及び理由	(利用停止等決定の内容) (利用停止等の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、三重県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県議会議長となります。）、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当

〇〇課〇〇班 〇〇
Tel 059(224)〇〇〇〇

様式第 18 号（第 23 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

三重県議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

利用停止等をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止等請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第 42 条第 2 項の規定により、利用停止等をしないことに決定したので、次のとおり通知します。

利用停止等請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止等をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、三重県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県議会議長となります。）、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当

○○課○○班 ○○

Tel 059(224)○○○○

様式第 19 号（第 24 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

三重県議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

利用停止等決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止等請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第 43 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止等決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

利用停止等請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止等決定等の期限： 年 月 日）
延長の理由	

事務担当

○○課○○班 ○○
TEL 059(224)○○○○

様式第 20 号（第 25 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

三重県議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

利用停止等決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止等請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第 44 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止等決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

利用停止等請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 44 条第 1 項の規定（利用停止等決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止等決定等をする期限	年 月 日

事務担当

○○課○○班 ○○

Tel 059(224)○○○○

様式第 21 号（第 26 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

三重県議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、三重県議会個人情報保護条例第 46 条第 2 項の規定により、通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止等決定等〕	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

事務担当

○○課○○班 ○○
TEL 059(224)○○○○

参考書式（第16条関係）

年 月 日

三重県議会議長 宛て

氏名 _____
 住所又は居所
 〒 _____

 Tel () _____

開示の実施方法等申出書

三重県議会個人情報保護条例第29条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

- 1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日付： 年 月 日

- 2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

- 3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

- 4 「写しの送付」の希望の有無

有：同封する郵便切手等の額	円
無	

監査委員訓令

三重県監査委員訓令第1号

監査委員事務局

三重県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月24日

三重県監査委員 伊 藤 隆
 三重県監査委員 東 豊
 三重県監査委員 廣 耕 太 郎
 三重県監査委員 内 田 典 夫

三重県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

三重県監査委員事務局規程（昭和47年三重県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)の表第7号の項を次のように改める。

7	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下この項において「法」という。）及び三重県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年三重県条例第47号。以下この項において「条例」という）の施行に関する事務	1 法第82条の規定による決定並びに条例第3条第2項及び第4条の規定による延長	○			
		2 法第93条の規定による決定並びに法第94条第2項及び第95条の規定による延長	○			
		3 法第101条の規定による決定並びに法第102条第2項及び第103条の規定による延長	○			

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

三重県監査委員訓令第2号

監査委員事務局

監査委員関係三重県個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和5年3月24日

三重県監査委員 伊 藤 隆
 三重県監査委員 東 豊
 三重県監査委員 廣 耕 太 郎
 三重県監査委員 内 田 典 夫

監査委員関係三重県個人情報保護条例施行規程を廃止する訓令

監査委員関係三重県個人情報保護条例施行規程（平成14年三重県監査委員告示第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>